

更生医療申請に必要な書類について

- 更生医療申請書
- 更生医療意見書
(再認定申請の場合、病状の変化及び治療方針の変化がない場合は省略可)
- 健康保険証の写し
- 身体障害者手帳の写し
- 印鑑
- 本年1月1日現在、本市に住民票の無い方のみ下記の書類が必要です。
世帯員全員の今年度分の市民税所得割額を証明する公的書類
(市・県民税課税証明書、市・県民税納税通知書等)
*更生医療を受ける月が4月から6月の場合は前年度分、7月から3月の場合は今年度分の市民税所得割額を証明する公的書類
- 本人の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードなど)

【提出先】

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課

電 話：0797-38-2043

FAX：0797-38-2160

個人番号・本人確認に必要なものについて

これまでの各申請の際に必要なものに加えて、下記のものをご用意ください。

○本人の個人番号の確認

- ①個人番号カードの裏面
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 のいずれか1つ。

○本人確認

- ①個人番号カードの表面（写真付）
 - ②運転免許証
 - ③パスポート
 - ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付） のいずれか1つ。
- 上記が困難な場合は、通常、本人しか持ちえない書類2点以上で確認させていただきます。
例) 健康保険被保険者証、年金手帳、官公署発行の通知書、キャッシュカード 等

※自立支援医療を申請される場合、受診者と同一保険の加入者全員の個人番号を確認させていただく必要があります。

※代理人による申請の場合、別途委任状と代理人の本人確認できるものが必要となります。

※郵送による申請の場合、上記の個人番号と本人確認ができるものの写しを同封してください。（正しい番号であることの確認後はシュレッダーで廃棄します。）